

基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書（第6号様式別表14）記載の手引

1 この計算書の用途等

(1) この計算書は、法人の事業税に係る税額の算出において標準税率以外の税率が適用される法人が、特別法人事業税の課税標準となる基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算を行う場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に併せて提出してください。

(2) 「※処理事項」欄は記載する必要はありません。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
1「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。
2「所得割の課税標準」又は「収入割の課税標準」の各欄	各申告書の法人の事業税の所得割又は収入割の「課税標準」の各欄の額をそれぞれ記載します。
3「税率」の各欄	法人の事業税の標準税率を記載します。

特別法人事業税の課税標準となる基準法人所得割額及び基準法人収入割額の計算に使用する標準税率は、次のとおりです。

◎資本金1億円超の普通法人（外形標準課税対象法人）

区分	標準税率		
	H27. 4. 1からH28. 3. 31までに開始した事業年度	H28. 4. 1からR1. 9. 30までに開始した事業年度	R1. 10. 1以後に開始する事業年度
年400万円以下の金額	1.6%	0.3%	0.4%
年400万円を超え年800万円以下の金額	2.3%	0.5%	0.7%
年800万円を超える金額	3.1%	0.7%	1.0%
軽減税率不適用法人の金額	3.1%	0.7%	1.0%

※ 令和4年4月1日以後に開始する事業年度からは、軽減税率の適用はなく、全ての外形標準課税対象法人の標準税率は1.0%です。

◎資本金1億円以下の普通法人等

区分	標準税率	
	H26. 10. 1からR1. 9. 30までに開始した事業年度	R1. 10. 1以後に開始する事業年度
年400万円以下の金額	3.4%	3.5%
年400万円を超え年800万円以下の金額	5.1%	5.3%
年800万円を超える金額	6.7%	7.0%
軽減税率不適用法人の金額	6.7%	7.0%

◎特別法人

区分	標準税率	
	H26. 10. 1からR1. 9. 30までに開始した事業年度	R1. 10. 1以後に開始する事業年度
年400万円以下の金額	3.4%	3.5%
年400万円を超える金額	4.6%	4.9%
軽減税率不適用法人の金額	4.6%	4.9%

※ 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。

◎収入金課税法人（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業を行う法人）

区分	標準税率	
	H26. 10. 1からR1. 9. 30までに開始した事業年度	R1. 10. 1以後に開始する事業年度
収入金額	0.9%	1.0%

◎収入金課税法人（法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人）

区分	標準税率（R2. 4. 1以後に開始する事業年度）
収入金額	0.75%

◎収入金額課税法人（地方税法第72条の2第1項第4号に掲げる事業を行う法人）

区分	標準税率（R4. 4. 1以後に開始する事業年度）
収入金額	0.48%